

医療費控除とセルフメディケーション税制、どっちがお得？



医療費控除とは？

家族の分も含めて負担した年間の医療費等が10万円（または所得総額の5%）を超えたとき、納めた所得税の一部が還付される制度です。（上限200万円）

詳しくは、「お住いの管轄税務署」または「国税庁のホームページ」をご確認ください。

その年に支払った
医療費の総額
(病院や処方薬局の医療費)

保険金などで
補填される金額

10万円
(所得の合計額が200万円
までの方は所得の合計額の5%)



国税庁 HP

セルフメディケーション税制とは？

対象の市販薬（OTC医薬品）の年間購入額が12,000円を超えたとき、納めた所得税の一部が還付される制度です。（上限88,000円）

詳しくは、厚生労働省「セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について」をご確認ください。

その年に支払った
対象医薬品総額

保険金などで
補填される金額

12,000円



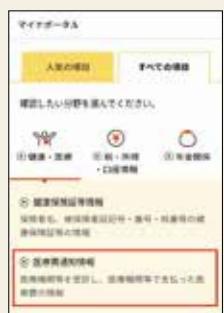
厚生労働省 HP

※「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は併用できません。

どちらの減税額が多いかは、国税庁ホームページでシミュレーションできます。
お得な方を選んで申告しましょう。

マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできます！

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、カンタンに医療費控除申請の手続きができます。



アプリ
「マイナポータル」

